

第6期第8回横浜市税制調査会 議事概要	
日 時	令和5年10月23日(月) 午後1時00分から午後3時00分まで
会議形式	対面形式(横浜市庁舎18階 みなと6・7会議室(WE B形式併用))
出席者	青木座長、上村委員、柏木委員、川端委員、柴委員、望月委員
欠席者	なし
関係局	環境創造局
開催形態	非公開
議 題	令和6年度以降の横浜みどり税の取扱いについて (1) これからの緑の取組[2024-2028](原案)について (2) 「令和5年度 横浜市税制調査会答申」(案)について
議 事	別紙「議事録」のとおり
資 料	【議題 資料1】 これからの緑の取組[2024-2028](原案)について 【議題 別紙】 横浜みどり税執行額一覧(第1期～第3期) 【議題 資料2】 「令和5年度 横浜市税制調査会答申」(座長案)

第6期 第8回 横浜市税制調査会 議事録

令和5年10月23日(月)

13時00分から15時00分まで

横浜市庁舎18階 みなと6・7会議室

税 制 課 長	<p>ただ今より、第6期第8回横浜市税制調査会を始めます。皆様方におかれましては、本日もご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>〇〇委員につきましては、Zoom を利用してご参加いただいております。</p> <p>定足数ですが、本日は、委員皆様のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしております。</p> <p>次に、本日の税制調査会の議題ですが、前回に引き続き「令和6年度以降の横浜みどり税の取扱いについて」ご議論いただきます。具体的な審議内容としましては、1つ目に、「これからの緑の取組[2024-2028]（原案）について」、前回の宿題事項を中心に、ご議論いただきたいと考えております。</p> <p>2つ目に、『「令和5年度 横浜市税制調査会答申」（案）について』、ご議論いただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、本日の会議の公開についてですが、前回の会議において、座長から、今回の「令和6年度以降の横浜みどり税の取扱い」についての議論は、非公開とすることをご決定いただいておりますので、本日の調査会の会議は、冒頭から非公開とさせていただきます。</p> <p>それでは早速、議事に入りたいと思いますが、ここからの議事進行は座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
座 長	<p>日本はまだすこし暑い状況ですが、本日はお集まりいただきありがとうございます。〇〇委員は遠いところから、そろそろ眠くなる時間かと思いますが申し訳ございません。ご参加いただきありがとうございます。また、ご意見をご丁寧にお送りいただきありがとうございます。後ほど審議をさせていただきたいと思っております。</p> <p>それでは議題2つということで、最初は環境創造局の方から、前回の宿題ということで簡単にご説明をお願いいたします。</p>
みどり政策調整 担 当 課 長	<p>環境創造局政策課みどり政策調整担当課長の佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、「(1) これからの緑の取組[2024-2028]（原案）について」ご説明させていただきます。本日お配りしている資料は、右肩に議題資料1と記載したものと、資料1別紙と記載したものの2点です。</p> <p>それでは、前回会議でご意見をいただいた事項について、議題 資料1に沿ってご説明しますので、お手元にご用意ください。資料はスクリーンにも投影しますので、ご覧ください。</p> <p>なお、先日資料を事前送付させていただきましたが、〇〇委員からのご指摘もいただきましたので、資料を追加し、本日のご説明資料とさせていただきます。本日、資料としてご用意させていただいたものは、ご覧のとおりです。</p> <p>まず、前回会議において、樹林地買取りにかかる財源の充当についてご意見をいた</p>

	<p>だきましたので、「柱1事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り」に係る執行額の推移について、ご説明します。ご覧の表は、計画を開始した平成21年度からの年度ごとの執行額をお示ししており、表の左2列目には執行額、左3列目からは、国費、市債、一般財源として、みどり税以外の一般財源、みどり税、財源内訳を記載しています。</p> <p>また、下から3行目には、14年間の合計額、下から2行目には単年平均、その下には、執行額に対する各財源の充当割合を掲載しています。</p> <p>財源についてですが、国費は、充当できる最大限を充てており、市債、一般財源等は、当初計画した5か年計画額を執行しています。そのうえで、みどり税は、国費、市債、みどり税以外の一般財源を活用してもなお不足する部分に充当できたことで、買い入れ申し出にも着実に対応することができています。</p> <p>次のページですが、先ほどの表をグラフ化したものです。棒グラフの色分けは、下から、国費、市債、みどり税以外、みどり税としております。</p> <p>次のページでは、財源別に折れ線グラフでお示ししております。</p> <p>次のページですが、前回会議において、みどり税の収入と支出など、みどり税の流れに関するご意見などがありましたので、みどり基金の残高の推移について資料をご用意しております。左2列目から、前期繰越、みどり税収等のみどり基金実績立額、執行額、繰越残高をお示ししており、一番下の行、令和5年の前期繰越ですが、約9億7,200万円となっています。</p> <p>また、みどり税の執行額については、資料1別紙において、第1期から現在までのみどり税執行額を取組ごとに一覧にまとめておりますので、併せてご覧いただければと思います。</p> <p>次のページでは、各項目を折れ線グラフでお示ししております。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。</p>
<p>座 長</p>	<p>はい。ありがとうございます。我々が一番気になっていた部分について、ようやくというか初めて見せていただいたところで、財源の内訳、買取り部分ですね。一番重要視しているところですが、ここについてみどり税、推移もいただきましたけれども、全体通して見ると15%みどり税充当というところで、国費よりもやや小さいというところになります。</p> <p>仮定ですけれども、もしみどり税がなく一般財源でやるとすれば、地方税を使って、市税を使ってやる部分がだいたい国費並みのレベルになるという感じかなというふうに思います。</p> <p>委員の皆様、何かご質問ご意見等あればお願いをいたします。もう一つはみどり基金で、最初はちょっと積み上がりましたけれども、全期間通して見るとおおよそ同等レベルになっていると。それぞれの5年目になるとやや低下するという状況になっているというふうに把握できるかなと思います。委員の皆様、何かございますか。はい、〇〇委員お願いたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありがとうございました。詳しく知ることができてよかったですと思います。それで、スライドでいうと柱1事業①の棒グラフのところですけど、ブルーが国費ということで、令和4年度がととても少なくなっている。それで平成24年度は非常に多くなっているということですけど、国費がどこまで使われているのか。あるいは使</p>

		われるかという基準というのですか。一定ではなく、かなり変動がありますが、前に説明されたことがあったかもしれませんが、改めて教えていただけますか。
座	長	はい、お願いいたします。
みどりアップ推進部 担当 部長		国費については、充当の基準がありますので、それに基づいて毎年国に予算要求をしております。要求した結果として、国の方で全体の配分を決めておりますので、その中で最終的に横浜市に配分される金額が年によって多かかったり少なかったりという実態になっております。
委	員	額を決めているのは国なので、同じような基準を満たしていても国の裁量で決まるため、どうしても変動する、という理解でよろしいでしょうか。
みどりアップ推進部 担当 部長		そうですね。その時々の方の国の予算状況もありますし、他の自治体からの要望状況などもあると思いますので、その結果として、年によって配分される国費が上下しているという状況になっております。
委	員	ということは、結局、国費によって変動するので来年どうなるかわからない、あまり依存はできないからこそ、みどり税というのは大事なのだという結論になるというふうにいうことができるのでしょうか。
みどりアップ推進部 担当 部長		国費については、国に要望をしておりますので、一定程度は配分されるという見込みはありますけれども、みどり税ほど確実性はないというのはそのとおりでと思います。
委	員	ありがとうございます。
座	長	それにしても、去年は執行額が同等の年と比べても三分の一となっています。特に理由はないですかね。
委	員	すみません。
座	長	はい。〇〇委員。
委	員	今のところで、確か前回、環境創造局から、財源の決まり方の順番のご説明があったと思うのですが、内容を確認したいので、もう1回説明していただいてもいいですか。
座	長	財源の内訳の決まり方。
委	員	お金の決め方の順番。今の話だと国費、これは毎年いただいているのでだいたい見込みはつくということだと思うのですが、周りの状況によっても変動する可能性がある、といった時に予算編成などで事業を決めていくとき財源の順番の決め方というか、結果最後国費が削られると市債が来るのが市債なのか、みどり税以外の一般財源なのか。
座	長	教えていただけますか。それと多分一般の市民の方向けに説明が必要になるとすると、買取りの執行額はいつ決まるのかなというのがあるが、当然補助金、補助申請しないといけないとなると、前年度になるのですが、当該年度になってから執行額がでてきたりしますよね。例えば相続だということを買取りの申出がされてきた場合に、補助申請が間に合わないのかなという気もするのですが、今の〇〇委員の質問とあわせて、買取りがいつ決まっていつ予算申請してその順番、国費が先にあるのか、それとも何が先にあるのかという順番を教えてください。
委	員	それによって国に対して言うべきなのか、言うべきではないのかが変わるので。
座	長	お願いいたします。
みどり政策推進担当 理事		今、説明が足りなかった部分を含めて、御説明させていただければと思います。委員の皆様御承知のように、指定してすぐを買取りということではなく、できる限

	<p>り土地所有者の方には長く持ち続けていただくということも併せてお願いしているところでございますが、過年度に指定して、土地所有者の方の御事情で不測の事態が生じて、買入申出のご相談をいただくというなかで、事前に情報いただく場合があれば、突然起こってしまうということで御相談を受けるというケースもございます。</p> <p>おおかた買取りをする場合も、単年度で対応するというよりは、複数年度で対応させていただくという形で進めてきているという状況でございます。土地所有者の方も1人ではなくて、相当数の方がいらっしゃいますので、そういった方々の御事情を踏まえて、買取りに対応をしなければならない額が概ね見えてくる時期がございます。それをもって今おっしゃられましたように、国に概算要求するという手續がございます。</p> <p>最終的には本要望という形で確定した要望をするという手續を進めておりまして、買取り対応の予定がないときは当然概算要求、本要求もそれなりの規模に抑えて要求をしますし、必要な場合についてはその額で要望するという形をとっております。ということで、国に対して要望する時々によって額が変わってくるということがベースとしてはございます。</p> <p>もう一つ、座長もおっしゃっていただいたように、年度が変わり、最終的に認証という形で国から額が示されるという手續ですけれども、その段階で、先ほど申し上げましたように、国の事情あるいは他都市との関係の事情などで、我々が当初想定している予算はつかないという場合もございます。その場合は認証減という形になるのですが、その分は残りの財源でどうにかしなければいけないという執行の仕組みとなっております。そういうことで、各年度に必要な、いわゆる買取り等対応の事業費が変わってくるということがベースにあるとお考えいただければと思います。</p> <p>説明の半分ぐらいですけれども、ここまではこちらでよろしいでしょうか。</p>
座長	その認証減になった場合の財源的な補償みたいなものは一切ないということでしょうか。
みどり政策推進担当理事	国においては 아닙니다。
座長	そうするとそれがもう単独事業で、みどり税がなければ一般財源でやるしかないという感じですか。
みどり政策推進担当理事	はい。認証は年度の当初になされるので、予算の総額自体が決まっておりますので、想定していた市債の活用額についても予算額としては決めているという状況でございますので、市の中のほかの事業との関係もございまして、その枠の中で基本的に対応するというところで、一般財源が不足すると、今座長がおっしゃったとおり、そういう構造に陥るということでございます。
座長	市債を当該年度入ってから急に増やすわけにはいかないですもんね。
みどり政策推進担当理事	さようでございます。
座長	かなり苦しい状況ですね。そうすると特に去年あたり結構大変だったということですね。例年通りにもらえると思ったらこの金額だったと。
みどり政策推進担当理事	まさにご指摘のとおりでございまして、大幅な認証減がございまして、非常に困ったという状況だったということでございます。
座長	よくわかりました。はい、〇〇委員。

委 員	そうすると、今まで過去、買取り約束をしているけど、執行しなかったということもありうるのですか。
理 事	買取りできなかった方がいらっしゃったかということでしょうか。
委 員	はい。
みどり政策推進 担 当 理 事	基本的にはですね、このみどり税をいただきみどりアップ計画を実施していますので、それがいいような形で執行させていただいておまして、足りない場合については、みどり税の部分の充当を増やして対応するなど工夫しながら、所有者の方にきちっと対応しているという状況でございます。
座 長	そのためにみどり基金があるといってもいいですよ。
みどり政策推進 担 当 理 事	さようでございます。
座 長	だんだんよくわかってきました。委員の皆様いかがですか。 特になければ、今年の審議は、宿題部分は今申し上げましたとおおり、ようやくというか、我々かなり見えてきて理解がかなり深まったと思います。 〇〇委員何かありましたら。よろしいですか。
委 員	いままでの点について特に発言はございません。きれいに作っていただいております。
座 長	本当にこれで買取り部分はよくわかったかなという感じがいたしますので、これからは審議に生かしていきたいと思えます。 環境創造局の皆様、どうも大変ありがとうございました。
みどり政策推進 担 当 理 事	ありがとうございました。
座 長	それでは引き続き、審議を続けたいと思えます。議題の2つ目と申しますか、今年の我々の最終的なタスクの最終局面に向かってはございますけれども、答申の案の皆様にお示しをいたしました。 これに対して、〇〇委員の方からいろいろとご指摘をいただいているところではございます。〇〇委員の部分について、中身の変更にかかわるような部分については、私の方から3点ほど上げさせていただいて、後ほどご議論いただきたいというふうに思っていますけれども、とりあえずは今対面でいらっしゃる委員の皆様からどこかご意見があれば、〇〇委員と重複する部分であれば同時に、進行させていただきたいと思えますので、まずはここにいらっしゃる委員の皆様いかがでしょうか。どこか何か足りない、余分だというようなことがございましたらご指摘いただければと思います。いかがでしょうか。 もう最終ですのでちょっと時間取りますのでゆっくりと、考えていただいて結構です。おおよそ構成からすると、目次をご覧いただきまして、3章建てにしてあります。まず第1章、これが前回皆様ご意見いただいたように、横浜みどり税の位置付け、要は事業とのかかわりで基金との関わり、あるいはいわゆる特別会計的なもので公債も含め、これの全体像の位置付けをはっきりさせましょうということで、今までの答申ではやっていなかったのですけれども、ようやく4回目ということで全体像の中のみどり税の位置付けを再確認したというのが第1章になります。 第2章の部分が、これが例年ここに力が入りすぎていたというか、環境創造局のみどりアップ計画の案をそのまま引き写してきて、これまでこうですねみたいなことを今まで大分やってきた部分になります。今回この部分は最初に皆様方にもお伝えしたとおおり、市長の方でだいぶやられているということなので比較的簡単に済ま

	<p>せたということですが、今日の先ほどのご説明もあったように、実際にこれまでの実績どうなのかなというところについてはかなり突っ込んで資料をたくさん出していただいたかなと。今日の資料も重要な資料なのですけれど。</p> <p>その部分を第2章でまとめさせていただきました。簡単に説明をお願いします。1、2は私申し上げたとおりなのですけども。</p>
企 画 係 長	<p>それでは、ご説明させていただきます。右肩に資料2と書いてあるもので座長案としているものでございます。</p> <p>答申の構成ですけれども、前回の会議でのご指摘を踏まえまして、先ほど座長からもお話しいただいたとおり、まず全体のみどり税にかかわるものですね、みどりアップ計画もそうですし、基金とか特別会計とかそういった部分を一番初めに説明するという形をとっております。第2章で、現行の計画の振り返りとそれより前の部分からも振り返りをしつつ、新しい次期の計画ですね、原案の中身を検討するという形をとっています。3章で来年度以降継続することの是非を検討するという構成にさせていただいております。中身のほうを簡単にご説明させていただきます。</p> <p>まず「はじめに」の部分が丹念にご覧いただいたということを書かせていただいたという部分でございます。</p> <p>3ページ目ですけれども、第1章でみどりアップ計画におけるみどり税の位置付けということで、第1節で横浜みどりアップ計画と横浜みどり税の関連ということで、今しがた申し上げたとおり計画とみどり税等々の関係性を記載しているところでございます。</p> <p>1の「横浜市における横浜みどりアップ計画の位置付け」として、平成21年度から開始した第1期のみどりアップ計画が水と緑の基本計画と連動して5年間の事業計画として取りまとめられていて、その後5年ごとに延長をしているというようなことが書かれています。このみどりアップ計画に関しましては、横浜市の中期計画にも整合するような形になっておりまして、横浜市の重要な政策だという位置付けをされているものでございます。</p> <p>次に下に行きまして2です。</p> <p>「横浜みどりアップ計画とみどり税の関係」ということで、みどり税充当事業と書いてありますけれども、こちらのみどりアップ計画だけではなかなか緑の保全・創造というのはできないということで、それ以外のみどり税にはじめとして様々な固定資産税の軽減もそうですし、その他の規制の手法であるとかそういった部分も織り交ぜながら、様々な施策を活用して取り組んでいくのだということを書いております。その中でもとりわけ重要なのがみどり税であるということで、そこは大事な部分かなと思います。民有樹林地の買取規模を拡大するといった、他の自治体で行わないような内容もしくは規模の事業ですね。つまり標準税率で課す法定税の税収では事業費を十分にまかなえない規模や内容の事業を含んでいるということで、このような大胆な事業を行わなければ、都市化が進む横浜市で市内の緑を守ることなどはできないというようなことを書いています。そのために特別な財源を確保しようとしたということでございます。そういうことで、横浜みどりアップ計画と横浜みどり税は切っても切れない関係であるということを書いてあります。そして、その用途については、市民に広く追加的な負担を求める以上、最終的に市民の共有財産になるものに使われるのが相応しいということも書いております。</p> <p>3番目にいきまして、「横浜みどり税を目的税として管理する必要性」ということで、市民税の超過課税ということでやっているわけですけれども、法的には目的</p>

税ではなく普通税でございますけれども、特定の施策のための財源として追加的な負担を求めているものでございますので、しっかり区分して管理されるべきだと書いています。

次のページにいきまして、4ですね。「税収の用途を限定するための『みどり基金』」ということで、区分経理を徹底するために「横浜市みどり基金」を設置したということ、そして「横浜市みどり保全創造事業費会計」、みどり特会と呼んでおりますけれども、それも設置してそこでみどりアップ計画の事業費について管理しているという形になっております。

下にいきまして、「第2節 横浜みどりアップ計画の全体像と財源構成」ということで、1の「横浜みどりアップ計画の3つの柱と横浜みどり税収の配分状況」ということで、こちらはハイライトしておりますけれども、第1期計画から現行計画まで、3つの取組の「柱」については基本的に継続をされているというものでございます。柱の1につきましては、緑地保全制度による指定・市による買取りや、樹林地の維持管理の取組みということで、この「柱1」こそ横浜みどりアップ計画の根幹であり、横浜みどり税にとっても根幹となる用途であるということを書いていきます。柱2は農景観の保全と農とふれあう場づくりということで、ここはちょっと税制調査会としては、これまで一步引いた立場をとっているというところはあるところでございます。柱3につきましては、まちなかでの緑の創出・育成等ということで、こちらについては、期を追うごとにだんだん横浜みどり税の充当割合が高まってきたところは税制調査会としては懸念されていたということを書いていきます。

表の下にいきまして、今回提示された原案（「これからの緑の取組 [2024-2028]」）においては、「柱1」に充当の割合が戻りつつあることが確認できたということで、この方向性については、税制調査会としては高く評価するという風にご書いています。

次、2の「横浜みどりアップ計画における事業費の考え方」ですけれども、横浜みどりアップ計画において、財源の一部に横浜みどり税という、この計画の実施のための特別な財源を活用する点が、他の一般的な事業と異なるということで、一般的な事業以上に個別事業ごとに精緻に財源構成を考える必要があるということをご指摘いただいています。

次、下いまして3の『「柱」ごとの財源構成』ということで、今日の資料1にもありましたとおり、全体としては前述のとおり国費、市債、一般財源及び横浜みどり税である。このうち、国費及び市債を財源として活用できる事業は、概ね土地の買取りを伴う事業ということで、一部建物等を整備したり等もあると聞いてはいますけれども、概ね土地の買取りを伴う事業であるということでございます。

下にいまして4の『「みどり基金」の意義と基金残高』でございますけれども、横浜みどり税による税収を横浜みどりアップ計画のみに使われることをしっかり担保するため、この税収を管理する基金として設置したものである。これにより、他の一般財源から明確に分離することが可能となっているという基金の意義を書いております。課税期間終了後の基金の取扱いについても、これまでの答申でも書いていただいた部分ではございますけれども、課税期間が終了したとしても、基金に残った額は、引き続き根幹的な用途である特別緑地保全地区等の買取りの財源として活用することというようなどころを書いております。また、税収の上振れ分等により基金に当初見込みに比して多く積まれた場合には、他の事業に流用するのではなく、特別緑地保全地区等の買取りの備えとして、保有するべきと

	<p>いうところを書いていただいたところでございます。</p> <p>下に行きまして5の『みどり特会』の構造と公債費」ということで、こちらは、みどり特会は、横浜みどりアップ計画全体を管理する特別会計でありまして、横浜みどり税の使途を明確にするためには、横浜みどり税充当事業だけではなく、横浜みどりアップ計画全体についても、その内容等を他の施策と分離して管理していく必要があるのだということで、みどり特会で管理することで、横浜みどり税の使途を明確にしているということを書いております。一番下ですね、「みどり特会」で対応する公債費は、樹林地の買取り等、横浜みどり税の使途と一致する事業に起因するものである。将来的には、みどり税充当事業の実施に伴い生じた公債費の取扱いについても、検討する必要があるだろう、ということを書いております。</p> <p>「第3節 横浜みどりアップ計画と横浜みどり税の評価・検証の枠組み」ということで、特にここは、市民推進会議のことを書いております。平成21年度に「横浜みどりアップ計画市民推進会議」が設置されたということで、税制調査会は税の立場から横浜みどり税の税収の管理や使途、実績等をチェックする役割を担っていただいている。対して、市民推進会議は市民の立場から、みどり税非充当事業を含む横浜みどりアップ計画全体の事業執行をチェックする役割を担っているというような形でそれぞれ役割を果たしているということに記載しています。いったん第1章は以上でございます。</p>
座長	<p>いかがでしょうか、今のところ。この部分について何か引っかかるところや足りないところ等々ありましたら。</p>
企画係長	<p>〇〇委員から事前にいただいているものがございますが。</p>
座長	<p>そうですね。それを今やろうと思っていたのですが、さっきも言ったように〇〇委員からいただいたところについては、文章の表現等中身があまり変わらないというようなところについては私の方で事務局と相談の上、どうするかを最終判断させていただければありがたいと思います。</p> <p>委員の皆様にはひょっとしたら意味が変わるかもしれないような部分について、ご審議をいただきたいなというふうに思っています。</p> <p>まず一つが5ページのところなのですが、ちょっと私も意味がわからなかったのですがひょっとしたら今日の資料、先ほどの環境創造局との議論で、このことをおっしゃっているのかなというふうに思うのですが、5ページの部分のバッファというところなのですが、この青印、〇〇委員の案の方をご覧いただいているのでしょうか。委員から送られてきたものということで校閲モードのやつになります。校閲モードの5ページのところで追記をされていて、これが入るか入らないかでちょっと意味が変わってくるので、ということになります。5ページのところバッファというところ。この節については、みどりアップ計画とみどり税との関係を扱っているところで、みどり税というのがみどりアップ計画の中の充当事業の中で、この目的税的な前の節とも絡むわけですが、目的税的な扱いになっているということをはっきりさせるためにみどり基金に繰り入れられています、ということを行っている部分で、最後のところで「そのため、『みどり基金』は、事実上の目的税としての区分経理という役割と並んで、みどり税収の上下と事業費会計への繰り入れの上下のショックを吸収するバッファの役割も果たしている。」という〇〇委員からご提案がいただいているところです。一読したときに、私もバッファということの意味がよくわからなかったのですが、先ほどの説明を聞くと、例えば補助金が来ないときのバッファのかな。要は基金として貯めておい</p>

		て、そこにもしも買取りが急に出たり、あるいは国費、補助金がこなかったりという場合にその基金でショックを和らげるという意味なのかなというふうに思ったりもしたのですが、〇〇委員この部分いかがですか。ご説明いただければありがたいのですが。
委 員		今座長のご理解でほぼ尽くしています。ここを書いたのは、言葉では書かなかったのですが、今回の何回か集中して会議を開いていただいたおかげで、みどり税の税収は、端的に言えば、条例に決めている税率で決まる。あとは、納税義務者がどれくらいいるかで決まるので、ほぼ安定しているわけですね。それに対して、事業費のほうは、みどり税の税収がこれだけあるからこのことをやりましょうという、税収が最初にあるのではなくて、前々回ですが、みどり税を入れるのにまず、事業計画が先なのですかと尋ねたらそうだとおっしゃいましたので、要するに事業費会計へいくら入れればいいのかというのはみどり税でいくら税収があるから決まるわけではなくて、いくら支出しなきゃならないから、一般財源とか国費とか借入金とかで補えない部分はみどり税で積み増しして最後の部分を足るようにしているということです。つまり、みどり税の税収とそれから事業費会計での歳出との間にはかなり連動性が低い。それができているのはなぜかということ、単年度当たりのみどり税収と単年度当たりの事業費の支出の間にこの基金があって、基金から直接その事業の中身に支出するわけじゃなくて、まず事業費会計に繰り入れて、そこから歳出を出すわけですから、結局のところ事業費会計がいくら出るかというところが増えれば、たくさんみどり基金から出すことができるし、あるいはそれが減れば、税収のうち翌期繰越になる部分が増えるというふうに、事業費会計のほうが増えれば大きいものに対して、みどり税の税収自体は比較的安定していますから、その間に立ってやっぱり伸びたり縮んだりしているのがこの基金の役割としてあると。そういうことを端的に説明するとどうなるかというのを書いてみたのですが、いかがでしょう。
座 長		ご説明ありがとうございます。ご趣旨は今ご説明いただいたとおりにかなと思います。そうすると答申としての位置付けですけれど、この節の位置付けを少し変わることになるので、タイトルも少し変えないといけなかなと。
委 員		僕はこの4のタイトルのままでいいと思うのですよ。
座 長		むしろみどり基金とは何かみたいなふうにした方がわかりやすいかなと。
委 員		端的に言えば、そういうことです。
座 長		みどり基金の機能みたいにした方が正確かなという気がします。
委 員		あるいは、何もなしでみどり基金って書くだけとかね。
座 長		ちょっとそれだと役所の文章のようになってしまうので、ちょっと何かつけたい。 おそらく趣旨とするとみどり基金の機能と役割みたいなという感じ、少し教科書みたいですが、そのようになるかなというふうに思います。その部分の説明が実は今お聞きをされていて大変難しいなと思ひまして。 やはり、〇〇委員にいただいた3行、短く書いていただいたのでちょっとこれ市会の方にも市民の方にも伝わらないかなというふうに思いますし、バッファという言葉も含めて少し正確に説明をしていかないといけな。
委 員		緩衝材でもいいですよ。
座 長		ちょうど今日、環境創造局の方から聞いたような、事業費とみどり税充当の決まり方みたいな順番。この部分をそのまま書くとそのまま通用するかなとは思っているので

		<p>すが。かなり長くなりそうな気はしますけれど、〇〇委員からいただいたこの用語もひょっとしたらもうちょっと平べったい言葉にするかなと、バッファというのがちょっと普通の方にはわかりにくいかなという気もしますので、みどり基金の機能と役割ということでその説明、みどり基金がどういうものに役立っているのか。一つは目的税的な3節のタイトルも、後でご指摘いただいたように目的税としてじゃなくても目的税的なみみたいな改変をさせていただきますけれど。</p> <p>4のところは、一つは目的税的な運用のために用途を限定しているということが一つと、もう一つは事業費並びに国費の変動に対応して無事に買取りを行えるようにするための積立金みたいな意味にしておけばわかりやすいかなと。今ちょっと簡単すぎますが、もう少し付記しますけれど、そんな感じでよろしいですか〇〇委員。</p>
委 員		<p>そうですね。それで十分だと思います。</p>
座 長		<p>ありがとうございます。それではこの部分はタイトルを変更して中身を〇〇委員もご提案いただいたような意味プラス今日の環境創造局の説明、これを合わせて書いておきたいというふうに思います。</p>
委 員		<p>だから、この答申を市長へお渡しして、時限法の延長のための条例案を議会に上程すると、市議会で議員の先生方から担当部局に質問は当然来ますよね。そのときに議会で配布されるかどうかは別にして、手持ち資料で、先ほど作っていただいた数字を議員の先生方にすぐに説明できるというので用意しておけばいいのではないかと思います。</p>
座 長		<p>そのとおりです。それでは、この部分を少し後で追記加筆させていただきます。そこと連動するのが8ページ1行にも入っていて、上述のバッファとしての役割と書いてありますので、この部分も少し5ページと横並びで追記をさせていただきます。</p>
委 員		<p>ありがとうございます。</p>
座 長		<p>ありがとうございました。</p>
委 員		<p>それと、5ページですね、今の3行書き込んだところの真上、4の見出しの下3行目のところに修正で「税込相当額の」というのを入れてあると思うのですが。これ財政局だと条例書くときにはそうお書きになると思うのですが、みどり税の税込そのものは、超過課税なので歳入で入ってくると、どの部分がみどり税の歳入なのかかわからないですよね。だけでも金額的には把握できるので、その金額に相当する、相当するってここは、同じ金額という意味ですが、その同じ金額を全額基金に繰り入れるというふうに税法の条文だと普通は書きます。なので、税込全額ではなくて、税込相当額の全額と書いたほうが法令用語との一貫性という点では正確だと思います。</p>
座 長		<p>ありがとうございます。ご趣旨はコメント見てすぐに理解したのですが、この部分はどちらがいいのか。私はどちらでも別にいいのですが、むしろ、一般の人にはちょっとわからなくなるなという心配をしています。専門家の我々にはわかるのですが、みどり税の全額って言っちゃった方がわかりやすいのかなと。要はもう均等割の決まった標準税率のより上の部分は横浜みどり税としか呼ばないので。「税込相当額」ってなんだろうなって引っ掛からなければいいのですが。委員の皆様はこの部分どうですか。どちらがいいかの問題ですが、どちらも間違っていないのですが。〇〇委員としては、やはり税法なのであった方が自然ですよね。</p>

委 座	員 長	そうですね、〇〇委員の説に寄っています。 どうでしょうか。〇〇委員いかがですか。一般市民の感覚で。
委 座	員 長	条例ではどう書いてあるのですか。条例の条文に従ったほうが良い。 みどり基金に繰り入れるということの表現ですね。税込相当額を繰り入れと言っているのか。〇〇委員、条例並びでよろしいですか。
委 座	員 長	はい。結構です。 条例にどっちが書いてあるかによってどっちかを選びます。
委	員	横浜みどり税条例の4条に「市長は、横浜みどり税に係る収納額に相当する額を、緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るための基金に積み立てるものとする。」って書いてあります。
委	員	それが一番良いでしょう。収納額。入ったお金だから。
委	員	みどり税に係る収納額。
委 座	員 長	横浜みどり税の収納額の全額。これでいきましょうか。
委	員	横浜みどり税の収納額に「相当する額」ですね。
委 座	員 長	市民には引がかかるかもしれませんが、条例ですので、条文に沿った形でいきましょう。ありがとうございます。 はい。〇〇委員お願いいたします。
委	員	全体的に気になっているのが、図表なのですけれども。これまでの会議の中で、出してきていただいた図表に対して、私が特にきつく言って、それで、改善、改善と進んできたのですけれども、これで確定と会議中に決めたわけではないのに、そのままこれが載っているのが気になります。 例えば図の1ですけれど、なぜこれは赤い矢印にしたのですか。以前、〇〇委員が質問されていた部分で、言葉は見込額に変わっているのですけれど、なぜ赤で強調されているのか、もともと矢印は1本だったのですよね。2本に分かれて、その時点で赤になったのです。
委 座	員 長	今まで気が付きませんでしたね。
委	員	そうなんです。だから、このままの図表の掲載が怖いなと思っています。会議の過程で、資料がわかりにくいと指摘してきて、その都度、直して下さってきたのだけれども、それをそのまま報告書にペーストしていて、図表の一個一個の意味合いが無視されています。 なので、今日の説明中に、私がずっと過去資料を全部チェックしていたのは、会議が進むにつれて、もともとの資料のタイトルもどんどん変化しているし、あと資料の内容もどんどん変化しているので、整合性を取らずに、そのままペーストするのは危険だと思ったからです。
委 座	員 長	確かにわかりにくいですね。
委	員	なぜ、計画内の外に公債費があるのか。だけれども、黄色で囲ってあるなど。一見理解できるように思えますが、よくよく見ると意味が理解できません。先ほどの話もそうでしたけれど、本日も環境創造局の方が説明された内容が一番わかりやすかったです。結局いつも最後に説明していただく内容が一番わかりやすいです。何を言いたいかということ、図表をそのまま載せていいのかどうかということです。先ほどの説明の内容を一言一句書いた方が無用な誤解は招かないと思います。
委 座	員 長	はい、わかりました。これはどうでしょうか。表はないよりはあった方がいいのですけれども。
委	員	図1のほかにも、例えば次の6ページの表1。これも私がいろいろってきた経

	<p>緯があるから覚えているのですが、1回目と2回目は、第1期のところ数値が違っていたんですね。これは数値的には整合性が取れていると思うのですが、確かこの米印のところポイントだという説明を1回目のときに言われていたと思うのですが。ですが、その後修正されているので、今、これがあることの意味が分かりません。このままこの表を使用すると、なんていうか中途半端に説明してあって、本当のことはよくわからないとなります。最後のほうに載っているこの資料を報告書には付けるのですか。</p>
企画係長	<p>そうですね、後ろに参考資料としてはつけます。</p>
座長	<p>巻末資料で、できるだけ図表を入れてくださいというのを最後に言おうと思っていたのですが。</p>
税制課長	<p>巻末に各回の提出した資料を載せるつもりでおります。</p>
座長	<p>それは、あったほうがいいです。</p>
委員	<p>そうすると、毎回修正がありましたよね。それはどうするのですか。</p>
税制課長	<p>時点版になってしまいますが、そのときの資料というのは、基本的にそのまま載せるつもりでいます。</p>
座長	<p>そんなに同じもの複数の回の分載せるのですか。当然最終的なものだけですよ。</p>
委員	<p>例えば細かいことでいうと、私は、柱1で揃えてくださいと、そういうことまで言っているのですよね、第1期は(1)だったので、統一するために、柱1にしてくださいとお願いしています。あと、なんでこの数字がこれと違うのだとか。そういうことをずっと言ってきたのです。今日もずっとチェックしていたのですけれど、そういう経過が毎回あります。</p>
座長	<p>巻末資料は最終版だけでよいでしょう。途中のものを見せても誤解を招くだけです。</p>
主税部長	<p>今ご指摘を受けたように、直したものを載せるというような形がいいのかなと。</p>
委員	<p>さっき言ったような、注をその時点ではつけていたけれど、修正gpもそのまま注をつけていたりするのとかは。</p>
税制課長	<p>さっきの図1で言えば、注記が最後に入ってフィックスしたと理解していますが。</p>
委員	<p>図1ですか、赤い線があるやつ。</p>
税制課長	<p>最初に米印がなくてわかりにくいということで、足しています。</p>
座長	<p>そうです。ただ赤い色は知りませんでした。</p>
税制課長	<p>あれはおそらく、みどりアップの計画か計画外かということをわかりやすく示しただけでの意味でしかないと思うのですけれど。</p>
委員	<p>私が注で、と言っていたのは図1ではなくて次のページの表1。</p>
税制課長	<p>表1の米印は、原案はこれからの計画なのでまだ何も決まってないので、ということを書いている意味かと思われます。原案は、一番右側のこれからのというものです。</p>
委員	<p>だからその原案というのは、事業局で作成している事務ベースの数字にすぎませんということだよ。</p>
税制課長	<p>そうです。</p>
委員	<p>事務ベースの見込みの数字に過ぎなくて、実際に予算案の中で出すかどうかもある意味じゃわからないし、もちろん議会で承認されるかもわからないです。</p>

税 制 課 長	当然、5年間の予算を一斉にあらかじめ議会で議決するわけではありません。毎年の予算として議決をしなければならないので、固まっていますという意味です。
委 員	そうですね。おっしゃるとおりです。
座 長	原案の事業費は見込額です、に改めてください。その後ろを書く必要ないので。
税 制 課 長	はい。
委 員	<p>今年度すごく気になったのは、読んですんわりわかるようになっていない点です。いつも今みたいなやりとりでご説明を聞くのですけれど、答弁聞いているみたいな感じになるのですよね。本来この報告書読む人は皆さんの生の声を聞けるわけではないので、その人たちが読んでわかるようにしておく親切さは必要なのではないかなとは思っていますけど。</p> <p>先ほども言いましたけれど、図表の怖いところは、なにげなく色を付けたところ、例えば見込みと計画の違いをわかりやすくしようとかそれぐらいのことだったと思うのですけど、赤くしたことで、すごく目を引いてしまったりします。四角や色合いを変えたところの意味合いまでも変えてしまって、じっくり読むと「あれ？」というふうになってしまうから注意が必要になります。</p> <p>あと会議の中でもずっと言い続けていたのですけど、私、図表のタイトルの意味はという質問を環境創造局にしていたのですが、図表を使っていたら、タイトルもきちんと見ていただいたほうがいいのかなと思います。</p>
座 長	<p>ありがとうございます。文章のチェックに注力していましたが、図表についても注意をして修正できるところは修正していきたいと思います。</p> <p>では第1章はおおよそ以上かなというふうに思いますが、その他いかがでしょうか。よろしいですか。では第2章お願いいたします。</p>
企 画 係 長	<p>第2章のご説明をいたします。10ページをご覧ください。</p> <p>第2章は「『みどりの取組』の実績と次期計画原案のチェック」ということで、今回は現行計画の振り返りの他に第1期から見直しているというような形を取っておりますので、そういった形で書いております。</p> <p>横浜みどりアップ計画による取組は、事柄の性質上、第1期計画から現行計画に至るまで、そのほとんどの事業は継続的なものであり、特に第2期に取組が整理されてからは、「柱」ごとの事業費割合に変化はありつつも、取組内容には大きな変更はされていませんということでございます。</p> <p>今回の次期計画原案の検証にあたっては、市当局からすべてのみどり税充当事業について、個票を用いて説明を受けており、それらの内容について概ね妥当なものであることを確認しているというふうに書いています。</p> <p>本調査会としては、次期計画原案の内容に基本的に異議はないところであるが、審議の過程で特に注意深く審議した部分や、今後の長期的な課題について述べるということですので、ここで課題について書いていただくという形です。</p> <p>下に行きまして、「第1節 『みどりの取組』の実績検証と次期計画原案の評価」ということで、リードの部分横浜みどりアップ計画の根幹となる事業は、樹林地の確実な保全の推進、つまり、緑地保全制度による指定の拡大及び市による樹林地の買取りであるということです。本調査会における次期計画原案の審議においては、緑地保全制度による指定及び市による買取りについて、もっとも多くの時間を割いて審議を行ったということを書いていきます。</p> <p>この下からは緑地保全制度の指定実績と市による買取りのことを細かく書いてい</p>

る部分になります。

1の「これまでの『みどりの取組』の実績の検証」ということで、緑地保全制度の指定実績を1-(1)で書いております。下のほうに行きまして3段落目、新規指定等の面積は、この計画期間のうち4か年で144.8haであった。また、第1期横浜みどりアップ計画のスタートからの累計では1,050.4haとなり、確実に指定面積が増加しているということを確認したということです。ただ、第2期の3か年度目から指定の実績について減ってきているという傾向が続いていますということを書いています。表の下にいきまして、最後の部分、依然として宅地開発による市内の緑の減少が続いているといえる。緑地保全制度による指定が一定程度進捗している現在にあっても、取組の継続が求められる所以であるということ、今後も取組自体は必要だということを書いていただいています。

次1-(2)指定済樹林地の市による買取面積の推移ということで、買取りの面積について書いています。2段落目ですけれども、現行計画の計画期間中(4年間)の新規買取面積の合計は67haということで、ここは実績をまず書いているところです。その下です。土地所有者からの買取要請の割合については、「買取りが発生する可能性のある緑地保全制度に指定した民有樹林地」の総量に対して約4.5%程度の買入申出が毎年発生しているということでございます。現在買取対象となり得る民有樹林地が428haあることから、今後も樹林地買取りに対応するための安定的な財源が必要といえるということを書いています。

次のページですね、1-(3)民有樹林地の緑地保全の指定及び市による買取りの事業費の推移ということで、先ほど面積でしたけど、ここは事業費の推移のところでございます。この真ん中にある表の4は、差替え予定とさせていただいておりますけれども、今日の環境創造局の説明資料にあったグラフに差替えをさせていただきたいと思っております。表の下ですけれども、現行計画の計画期間における4か年の樹林地買取りの面積は、4か年で約67haであった。事業費は約248億円でしたということで、このうち横浜みどり税は約49億円を充当したということを書いていきます。その下ですけれども、なお書き以降のところですが、土地所有者から買取申出をされた場合は、横浜みどり税導入後は原則としてすべて買取りに対応しているということでございます。横浜みどり税という安定的な財源があることで、買取申出に着実に対応できているということができると書いております。先ほどの環境創造局の説明では、申出があって、即座にその年度で全部買い取るということではなくて、複数年度にわたってということはおっしゃっていただきましたけど、買取りをしているということ自体は、この記載のとおりで良いのではないかと思います。

次のページに行きまして、見出しの2ですね、「緑地保全指定・市による買取りにおける課題」で、こちらはこれまで肯定的な意見を述べてきていたということ、すけれどもまったく意見がないかといえば、そうではないということで、次期計画原案に対するものというより、むしろ長期的な視点からの意見を書いていただいたものでございます。2-(1)は、指定実績の伸びの鈍化を踏まえた目標の見直しということで、表の下のところ、すけれども、現在の未指定樹林地が約1,300haあるのに対し、次期計画原案では5年間で180haの指定を目標とするということで、この文章の後ろのほうですけれども、未指定の民有樹林地をすべて指定するという目標の達成は遠いと感じるところだと。これすべて指定するというのは、「横浜市水と緑の基本計画」に書かれているのですけれども、目標の達成は遠いのではないかと書いていただいている所です。その次の段落の頭ですけれども上位計画である「横

浜市水と緑の基本計画」が令和7年度に最終年度を迎えるということですので、上位計画における新たな目標の置き方について、本調査会としても注視していきたいということで書いていただいています。

次2-(2) 未指定樹林地に対する保全の取組の工夫ということで、中段のところになりますけれども、仮に新規指定をすべて買取義務のある制度で指定した場合は、100haの買取りをしても買取義務のある樹林地は減少しない。ということで、これは、新規指定を180haやるといっているの、指定済みの樹林地が増えていくと計画上はなっていると。そうすると、あわせて活用する市債の残高についても増加して、将来の財政的な負担も増加するでしょうということでございます。

今後、未指定樹林地に対して緑地保全制度の指定を行うにあたっては、開発が行われにくい立地の樹林地は買取対応の生じない制度による指定とするなど、メリハリの利いた取組も考えられるということを書いております。次期計画原案では、近年の土地単価の下落傾向や買取面積の傾向を踏まえ、買取事業費は減とし、維持管理面積の増を踏まえて市有地、民有地ともに維持管理に係る経費を増とする方向性が示されており、この点については現実的な対応であると評価していますということでまとめさせていただいています。

第2章については、ご説明は以上でございます。

座

長

ありがとうございます。それではこの部分について、最初に〇〇委員の案からいきましょか。〇〇委員ご提案のバージョンをご覧くださいますと、特に内容が変わりそうな部分に限定しますが、14ページのところの最後のところに追記をさせていただいているところになります。有効な活用というおそらく買っただけでどうするのだというようなことにご配慮いただいている部分かなというふうに思います。前段の部分とのちょっと違いで、今2-(2) という部分については、審議の中で我々これはもう明確に前のページを見て、維持したい土地の半分のみしか指定できませんよねと。しかも指定したところの中で買取りが実行されるこれまでの14年見ると、このままこの先、あと何十年かかるのかみたいなことでちょっと進捗状況が悪いというようなところを強調している部分になります。〇〇委員のご提案のところ、おそらくお考えはどうかコメントを書いていたところでよくわかるのですが、3点ほど私は分けてあるいは逆に〇〇委員のご意見いただきたいと思うのですが、一つは、これ委員の皆様方、場所をちょっと忘れちゃったのですが、視察に何回かいったところの中で、買い取ったけれど保護の観点から立入厳禁というようなところが瀬谷の方にあったような気がするんですね。なので、ちょっとその部分について我々の方で有効活用と言うのはちょっとまずいのかなというのが第1点になります。

第2点目は今ちょうど言ったように、前段部分のところは進捗状況を見ると、この先何十年かかるんだというちょっと批判めいた言い方をしているのでこれとの整合性、むしろもっと買取りにお金かけた方がいいのではないのかというのが多分趣旨として我々本音としてあるので。柱の2とか3とかにやらずにこの部分に集中して金かけろというのが我々の真意だろうと思いますので、そうなるところに有効な活用みたいなのといったようなことを書くのがいいのか悪いのかということ、むしろもうちょっとはっきりと指定だったり買取りだったり、半分しか指定できないようなところにもう少しお金をかけるというのが先なのかなという気がするの第2点になります。

3つ目、これは〇〇委員にお聞きをしてみたいのですが、有効な活用というの

		<p>が何を想定されているのかなというふうにして。ちょっと心配するのが世の中の財務省的な流れからすると有効活用というとか稼ぐとかそっちの方向をイメージしてしまうので、財務省の有効活用という、公有地を有効に活用しろ、みたいな、そういう心配してしまうのですがこれは具体的に何を想定されているのかなってちょっとお聞きをしたいのですけれど。ちょっと今の3点が気になるのですが、〇〇委員いかがでしょうか。</p>
委 員		<p>まず、3点目の有効活用ですが、全く財務省的に言っているわけではなくて、簡単に言うと保全維持というか、買い取った状況を基本的には維持しているわけですよ。そうすると樹木はある意味では成長しますし。</p> <p>すいません。要するにですね、買い取った状態でメンテナンスしているくらいのような気がするのです。木なんて成長するわけだから、間引かなきゃならないとか、あるいは、雑木林で置いておくのがいいのか、手を入れて市民が森に親しむというところに使えるようにある意味じゃ利用の仕方を変えていくというのかもしれない。その程度のことなのですよ。</p> <p>今までのところで強調されているのは、買い取りましょうということだというのはわかるのだけど、買い取ったあと、将来的に買取樹林地をどうするかあまり説明がなくて。それから、過去の年度もずっと買取りの方にウェイトがかかっている、買い取った後どうするのか。だから上から4行目の市有地が増えてどうするのかというイメージなのです。建物構築物や道路、橋梁などの公物と同じで、一定の機能を維持するためにも維持管理費が必要ですし、機能を高めるためにはさらに投資をしなければならない。緑の保全はしなきゃならないので、最低限保全の措置はします。それから例えば場合によっては、養生しなければならないし、間引く必要があるかもしれないし、いろんな対応を造園業者ではないけれども、直接的に対応はしています。けども、せっかく市有地になっているわけですから、市民の森とか公園とよく似た公有地として使える場所はそういう使い方ができるように考えたらどうかということも視野に入っていますよという説明はあってもいいと、そういう感じなのです。場合によっては、特定の樹林地と人的組織を一体化させた営造物で維持することもあり得ると思います。だから有効活用って税外収入の元にしようとは僕はこだわっているわけではなくて、今のような趣旨で買い取るだけに力が向いているわけではないですよ。それどういうふうに市として今後伸ばしていけばいいかというのを考えなければという話。</p>
座	長	<p>ありがとうございます。そうしますと、私の懸念の2点目との関係でやっぱり買取優先なんじゃないのかなというふうには思うわけなのですが。</p>
委 員		<p>そこは僕ちょっと微妙で。確かに、買い取らなければどうにもならない話で、買取りはやめましょうと言っているわけでは全然ないです。ただ買い取ったものをほったらかしていいかというそれも違って、毎年々々自然ですから状況が変わっていくので、それには対応していかなければならないし、かつ、買取りの前の林のままで木を切ろうと言っているわけじゃなくて、同じような状態で5年10年スパンで維持できるかとも思えない。そういうところは考えていかなきゃならないですよという指摘はあってもいいかなと思うのですよ。</p>
座	長	<p>答申全体の書きぶりの構成からすると、今おっしゃっていただいたような次期計画のことを入れるとすれば、むしろ第3章の方なのかなと。</p>
委 員		<p>それでもいいですよ。そんな長く説明する必要なくて、一文があれば書いたのです。具体的な案文がうまく思いつかなかったので。</p>

座	長	<p>第2章について税制調査会としては、使い道について検討するのは一義的という とやっぱり環境創造局の方だろうと思いますので。我々税制調査会からすると答申 の2のところはこれまでの評価なので、これまでの評価は順調なばかりじゃないで すよという流れでこの部分は書いていて、未指定が半分という初めて出る資料です けど。これ見て、みどり税を負担していただいてこれで半分も将来も無理なのだ というのと、指定したところでもまだまだこの先かかるのか、みたいところで少し 批判的に書いておきたいなというところがあるので、むしろこの第2章のところは 原案のままにさせていただいて、今、〇〇委員がご配慮いただいたようなところ は、次期計画に向けてもちろん買取りが優先で買取りに金かけていくべきだけれど も、買い取った後のこと、保全の内容や活用というところとちょっと引っ掛かりそうな ので保全、あるいは市民への還元みたいな。何かそういう市民向けのことを考える必 要もあるというのを3章の最後か、もしくは終わりにの部分か。そちらの方に追記 をさせていただいた方がいいのかなというふうに思うのですが。いかがでしょう。</p>
委	員	<p>おっしゃるとおりだと思います。買い取ったあとのことも考えようね、という程 度です。買い取ったあと、メンテナンスを含めてどのように樹林地を保全し市民に とって有益な公有財産にするかは、さまざまな論点があるわけですから、今回の答 申にそういう細かなことは書かなくてもいいと思います。</p> <p>最後のところでメモ書きを入れたのは、そういう対応の仕方にもみどり税って使 えると思うのですね。買い取る代金を払うだけがみどり税じゃなくて、買い取った 後のメンテナンスもみどり税だと思うのですよ。そうすると樹木が成長したら対応 していかなければならないので、この話って今までありましたっけという意味合い ですよ。</p>
座	長	<p>はい。よくわかります。ただやっぱり我々の専門は税制なので、その部分につ いてはちょっとあんまり、先ほど第1点でご指摘したように立入禁止こそが保全だ というのがありますし。いろいろとちょっとその部分は事業部でないといけない 部分が多いので、我々も書くとならばかなり。</p>
委	員	<p>だから具体的にこれをやってくださいじゃなくて、そういうことをみどりアップ 計画のほうでもいいですし、やってもらえれば。</p>
座	長	<p>はい。それと同時にその部分追記させていただくときには、やっぱり買取りに こそお金をまずは最優先で充てるべきであり、それも補足させていただきつつ同時 にだいたい買い取ったものもあるので、その部分の保全あるいは公開のやり方等々 については、よりうまくやるように事業部に申し入れたいみたいな。</p>
委	員	<p>みどりアップのほうで考えてください、ですよ。</p>
座	長	<p>そういうことになります。はい。</p>
委	員	<p>その資金的な裏づけはみどり税でできますから。</p>
税 制 課	長	<p>すみません。</p>
座	長	<p>はい、税制課長お願いします。</p>
税 制 課	長	<p>今のみどり税のメニューの中にも、指定した樹林地における維持管理の支援とい う事業があります。そこには委員おっしゃるとおり、保全ですとか、今でも維持の ための事業としてはございます。</p>
委	員	<p>保全と維持だけですか。</p>
税 制 課	長	<p>維持管理の支援ということで、管理費用の助成です。</p>
委	員	<p>だから基本的に使い道を変えるとか、市民にもっと開放できるようになんかこ う、安全な道具というか。</p>

税 制 課 長	はい。間引きとか伐採とか、そういった方のメンテナンスです。
座 長	それと今日配られた資料の別紙の1にも、実はこの表現、私ちょっと引っかかっていたのですが、利活用促進とあるんですね。結構お金突っ込んでいるんですよ。この部分を当然市民会議の方でもチェックしていただいている、ちゃんと市民に対して公開していただいていますかというところは市民会議の方で見いただいているので、我々はあまりこの辺には口を突っ込みたくないというのが正直なところですね。
委 員	でもそれは、逆にいうと、市民会議でそういうことやっていますよということは、書いてもいいのではないですか。
座 長	はい。実は市民会議のところを追記しようかなと思ってまして、これ3章の方になるのですが。3章の方でそういう市民会議のレベルでいうと利活用ってしまっているのかもしれないと思います。ここの事業費にもついていますので。ですので、緑の保全や利活用については、みどり税を使ってやっている部分もあるのでこの部分、市民会議でしっかりとチェックをしていただきたいみたいなことを書いておこうかなと思っています。よろしいでしょうか。
委 員	それでいいと思います。
委 員	いいですか。
座 長	はい。〇〇委員お願いします。
委 員	私とその市民推進会議のほうの委員もやっているのですが、市民推進会議の方の意見はもう一步踏み込んでいます。何をいつているかという、人材育成をちゃんとやれというのが市民推進会議の意見なんです。同時に、小中学生の森を楽しむプランで実際に実験もやっているし、さらに、大学生に対して、こういうまさに利活用に参加して欲しいという活動もやっています。だから結構市民推進会議の方はそういう意味でいくと、実際の行政の方が、「えっ」というようなところまで結構踏み込んで、実際の提案は議論しているのですが、だから今〇〇委員がおっしゃったとおりで、そちらの議論に委ねるとするのも一つの案かなと私は思っています。ですから、〇〇委員のおっしゃることは、こういう我々の報告書の中で、要するに提案するのがいいのかあるいはそういう意見を述べるのがいいのか、あるいはそれはそちらのほうに依頼する形になっているので、あえてここでは、言及しないというのも、もう一つの方法かなと思っています。私は、あんまり踏み込まない方がいいのではないかと。むしろ実際に行っている市民推進会議の方の議論に期待するところの方が、このみどり税という精神からいうといいのではないかなと。
委 員	その表現でいいと思うのですよ。何にもなしで、買取りだけでは駄目だけど、こっちが税制調査会の話でもちょっとおかしいです。平たく言えば、買い取ったのだからずっと維持管理していかなければならないですよ、とそういう話ですよ。それを現状のままずっと走るのか、もう少し市民なり、あるいは樹木の状況なりを整理して、綺麗に使えるようにした方がいいのではないですかというのはそちらで考えているので頑張ってくださいね、と書けばいいわけですよ。
委 員	実質的に財源は、そっちの方は一般財源からほとんど入っていないで、まさにみどり税の使途としてそこにお金を出しています。
委 員	それだとなおさら市民会議でがんばってくださいねと言わないと。
委 員	それでいいのではないかと。
委 員	全く言及しないというのは、こっち側で見るところ一つ落としていると言われそうな気がしますよね。市民推進会議で頑張っていることは知っていますよってこと

		を書けばいいわけです。
委 員	員	そうです。
座 長	長	第3章の方の市民会議に触れる部分は。
企 画 係 長	長	市民推進会議は第1章の一番最後になります。
座 長	長	第1章の方で事業の内容についての部分でみどり税の役割みたいところで少し買取った上で、市民会議がきちんと利活用についての議論をしていただいている、みどり税もかなりの金額がそこに充当されていますので、引き続きやってもらいたいみたいな。それを第1章に追記させていただきます。ありがとうございます。 はい。委員お願いします。
委 員	員	6ページの最後の表1の下のところ。今回提示された文書のところで、これ多分表1の割合の話をしているのですけれど、今回の原案の割合が柱1に戻ることが確認できたというふうに書いてありますよね。この部分って第2章のタイトルがこの次期計画原案のチェックとか評価なので、ここに書くのは早いんじゃないかなと思うのですけど。
座 長	長	ちょっとこれ移しましょうか。
委 員	員	移す方がいいかなと。
座 長	長	これだけ取り出すと難しいなという気はするので「懸念していた」で、ただ後に第2章で書く次期計画、2024年からの計画では柱1の比重が再び増える傾向にあるようなのでその部分については「高く」とつけるかどうかは別にして、望ましい方向だということで判断をしているみたいな。ちょっと先出しになっちゃうのですけれど。 構成からすると確におっしゃるとおりに、第1章は制度の説明なので、ここに書くのはちょっとなということはあるのですが。3つの柱の説明のところで書いてあるのですよね。この柱の説明だけでこの実績と予想については第2章に移してしまうこともできなくはないです。論理的にやろうとすれば。 第2節がここまでの評価なので、そちらに移してしまうということは、可能は可能です。最初のところで3本柱ですって言うておくにとどめて、表の1も含めて第2章に移してしまうのは、可能は可能です。
委 員	員	第1章からみどり税の説明が始まっていますよね。第1節の3ぐらいから第2節1、2となっていくときに、結局この図の1の取扱いをここに置いてしまっている、そういうところが全部影響してしまうのです。すんなり流れるようにしたいので、先ほどの環境創造局のご説明を踏まえて大きく見直すのだったら、見直された方がいいかなと思います。
座 長	長	それではこの部分についてはこうしましょうか。 今ご指摘いただいたところは変えずに、ただ内容についてはこの部分は柱の説明にとどめておいて、第3期までは減少傾向にあったので懸念していたということまでは書きましょう。それと重複する部分ですが第2章に持って行った上で、第1章で見たとおりに、懸念していたと書いた上で、第3章で見る原案というか、次期計画は、第1の柱が復活をしているので、望ましい傾向として評価します、とちょっと重複しますが、2ヶ所書き分けちゃいましょうか。
委 員	員	第3章の方に書くということですか。
座 長	長	第2章しかないですね、第3章は税の説明になるので。事業費を扱うとすると第2章のところ、これまでの検証をやった上で次期に向けてということは書いても大丈夫かなという気がするのですね。

		<p>第3章はもう充当事業の中身は別にして今度はそれが良しとした上で、みどり税の評価になってくるので、やるのであれば第2章のところで書いて、ここまでは第1の柱が減少して買取りに力が入っていないように見えたのだけれども、次期計画では、第1の柱の比重が戻るということなので、望ましいというふうに判断をするという書きぶりにするかな。ちょっと重複しますけど。</p>
委 員		<p>今の議論もそうだと思うんですけど、買取りのところって皆さんの関心のあるところですよ、だからこの柱の1が戻ってきたということも含めて考えていただけるとありがたいです。</p>
座	長	<p>何回も出てきてもいいかなという気はしますけどね。大事なところなので。</p>
委 員		<p>今読む限りは、でこぼこしている感じがするので、ならしていただいたほうがいいかもしれないとは思いますが。あと、市当局という言葉が随所に出てくるんですけど、これってなんでしょうか。</p>
税 制 課	長	<p>環境創造局です。</p>
座	長	<p>であれば「環境創造局」と書きましょか。「市当局」だと何か市長みたいな気がしないでもない。</p>
主 税 部	長	<p>「事業局」でどうでしょうか。</p>
座	長	<p>「事業局」が一番短くて分かりやすいかもしれない。では「事業局」でいきましょう。 「市当局」はすべて「事業局」に書き換えてください。 あといかがでしょうか、第2章。先ほど申し上げているように、ここまでの14年間の評価と次期に向けてのちょっと展望みたいな部分、事業関係になります。 よろしいでしょうか。まとめからすると、先程皆様にお伝えしたようにちょっとここまでの進展を見ると、果たしてあと何年やるのか、どこまでやるのかというのが不透明だというニュアンスでちょっと批判的にまとめてあるという感じになります。 はい。それでは第3章をお願いいたします。</p>
企 画 係	長	<p>では、第3章です。15ページからになります。第3章は横浜みどり税を継続することの是非ということでございます。 冒頭のところで、「次期計画原案については概ね妥当な内容であることを確認した。すなわち、横浜みどり税の課税の根拠として、横浜みどりアップ計画の事業の妥当性と、その事業の財源を超過課税でまかなう必然性が引き続き備わっていることが確認できた」ということを書いています。そこで、継続する場合の次期税制案について述べるということで続いていきます。 下にいきまして、第1節の「第4期の横浜みどり税に向けた課税制度の確認」ということで1番が「市民税均等割への超過課税」ということでございます。下の方にいきまして、「この課税根拠と選択は、年月を経た今なお有効であり、修正する必要性はまったくない」ということで、市民税の均等割でやっていくこと自体はそれで良からうということを書いています。 次、2にいきまして、「独自課税としての時限制度」ということで、課税自主権の活用ということでございますので、定期的に課税制度や政策効果の検証が必要だということの時限制度として仕組むべきだと書かれています。そして、課税期間は5年間とすべきということですよ。 次にいきまして、「3 必要税収の規模と税率水準」についてということで、初めに、政策税制においては、事業ありきで必要財源額を求めることが大前提だとい</p>

うことをまずは書いていただいて、中段になりますけれども、次期計画原案に掲げられた事業のうち、みどり税充当事業を中心に集中的に審議し、次期横浜みどり税の必要財源額は、5年間で約142億円と積算した。その理解の上で、必要財源額である約142億円を税率に換算すると、現行と同じ個人900円、法人は規模等に応じた均等割額の9%相当額とすると必要財源額がまかなえると判断した。なお、個人・法人間の負担割合については、現在の割合を変更する合理的な理由はない、としています。

次は「4 固定資産税等の軽減措置」になります。2つ目の段落ですけれども、本調査会とすれば、横浜みどり税と平行して、この2制度にも定期的な検証の目が向けられるべきと考えるだ。減税の適用件数や軽減金額をみても低調だから、わざわざ軽減措置をするほどの実績が上がっているようには思えないというところを書いています。特に「宅地内の農業用施設用地に対する軽減措置」は慎重な検討がなされるべきというところで、最後に政策的な助成が必要であれば、税を用いずに、補助制度として行う方が良いというところを書いています。

次のページ、第2節で「横浜みどり税、森林環境税及び水源環境保全税の違い」について述べるパートになっています。こちらは、前回の答申でも整理していただいておりますけれども、改めてこの3つの税について課税の趣旨・目的及び使途の違いについて確認していくということにしております。中段の1「課税の趣旨・目的による違い」について、それぞれの根拠法令における規定ぶりをまず比較させていただいて、次に、それぞれの法令の制定過程における当局説明等をまた比較すると。ちょっと細かいのですが、そのままの形で記載しております。次のページの中ほどですね、2の「税収の使途による違い」ということで、こちらもそれぞれの使途となっている計画であったり、みどり税と水源環境保全税はそれぞれ計画があってそれを基づいてということに記載されています。森林環境税は、法律の34条で使途が定められていますので、それに基づいてという形になっています。次のページ3の「本調査会における整理」として、まずは1行目の後ろの方「横浜みどり税が他の2つの税と課税の趣旨・目的を異にするのは明らかである。」ということを書いています。また、このかたまりの最後に、「平成30年度の本調査会の答申に記したとおり、あらためて横浜みどり税は、今回比較した他の2つの税とはまったく無関係であり、一切の重複関係にはないことを強調しておく。」という風に書いていただいています。

最後第3節の「まとめ」として、「本章では、次期計画原案をもとに横浜みどり税の継続を行った場合の税制度について、検討を行い、課税手法・課税期間等について、現行の形を継続するのが適当と判断した。

税率については、横浜みどり税の創設時に本調査会が慎重に算出した個人900円・法人9%という税率が妥当と改めて確認した。創設以来15年近く経過しているが、この割合を変える理由は生じておらず、安易に変更することは、個人と法人との間で不公平感を招きやすいので注意が必要である。

固定資産税等の軽減措置については、適用件数や軽減金額等が少なく、軽減の効果に疑問が生じるため、政策効果がどの程度発揮されているか、定量的な効果測定が行われるべきである。その上で、政策的な配慮が必要であれば、納税者間で不公平感の生じやすい税の軽減ではなく、透明な形で政策を表明する補助金制度への移行を検討する必要もあるだろう。

最後に、横浜みどり税と、国税である森林環境税及び神奈川県税である水源環境

		<p>保全税は、課税の趣旨・目的及び使途においてまったく異なっているものであり、二重課税には当たらないことを、あらためて確認した。</p> <p>横浜みどり税の継続についての本調査会の結論は、以上のとおりである。」とこの章を締めくくっております。説明は以上です。</p>
座	長	<p>ありがとうございます。冒頭のところから少し見せていただければと思います。第3章の頭のところを見せてください。ここの部分について〇〇委員からご指摘いただいて中身の変更にはならないですが、現状の文章があまりにもわかりにくいというか、何を言っているのかよくわからないので、この部分は少し変えたいと思いますのでご了承ください。第3章の、ご指摘いただいた「横浜みどり税の課税の根拠を引き続き継続が必要であると判断した。」という意味がわかりにくいということなので、この部分はちゃんとわかるように書き換えていきます。コメントで〇〇委員からいただいておりますが、それを参考にして少し書き改めます。</p> <p>それに引き続いて、超過課税のところも青で追加をさせていただいている部分が必要不可欠なのが漏れていました。ただ一般市民向けなので、一般財源でまかなうべきと書いていいのかなど。我々財政学者からすると正確にいうと、ナショナルスタンダードというのか、全国標準行政というのか、その水準を超えますよと。つまり交付税で財源保障されている部分を超えますというようなことなのですが、〇〇委員これでいいですかね、ちょっと素人向けの説明になりますけど。</p>
委	員	<p>どうなのですかね。〇〇委員、税法的には。</p>
委	員	<p>超過課税を使っているので、水準よりも少し高いというところは示したい。</p>
座	長	<p>正確にいうと、標準税率による一般財源という形で、いきなり標準税率を出してもわからなくなるだけなので。「一般財源でまかなうべき」というのはちょっと正確さに欠ける表現なのですが、一般施策というのもわからないし、「全国標準行政水準」と書くのが一番正確ですかね。全国標準の行政水準。</p>
委	員	<p>普通はそう。</p>
座	長	<p>財政学からするとそういう説明ですよ。</p>
委	員	<p>そういう説明を一般にはしないですよ。もっとわかりやすく。</p>
座	長	<p>どう言いますか。</p>
委	員	<p>よく「ナショナルミニマムスタンダード」といいますけれども、それは財政学の世界の話ですから。</p>
座	長	<p>「一般財源で賄うべき全国標準の行政水準を大きく変えていく」でいいですか。</p>
委	員	<p>平均的には交付税の算定基準があるという。</p>
座	長	<p>理論建てになっていますからね。じゃあ、〇〇委員からいただいた上でちょっと追記させていただきます。「一般財源で賄うべき全国標準の行政水準を大きく超えている。」</p>
委	員	<p>僕は「担うべき水準を大きく超えている。」でいいかなと思ったのですが。</p>
座	長	<p>財政学からすると少し引かかるかなという。何が一般財源で賄うべきなのかがわからないので、やはり全国標準ぐらいいは入れておきたいかなど。全国標準の行政水準。</p>
委	員	<p>いいですよ。</p>
座	長	<p>はい。ではそれをお願いいたします。それに続いて、時限のところは直していただいたとおりでいこうかなと思います。問題なのは、必要税収規模と税率維持のところ16ページです。この部分はあえてやや強めに表現しています。なので、〇〇委員にそこの部分を消していただいたのですが、不公平な税制改正といった</p>

		<p>ような表現はちょっと残しておきたい。特に後段。市民が納得する理由もなしに変更することは不公平な税制との批判を招きかねないというところは少し残したいと思っていますが、このぐらいは許していただけますか。</p>
委	員	<p>はい。いいのではないのでしょうか。</p>
座	長	<p>ここの部分は少し強めに、個人・法人は変えずにいくべきだろうというところになります。</p> <p>ここの部分、刺激的過ぎるようであれば、もうちょっと短めにして市民って書いてありますけれど、市民が納得する理由もなしに変更すると不公平な税制との批判を招きかねませんということを、そのぐらいにしとこうかなという風に思います。</p>
委	員	<p>それでしたら賛成です。</p>
座	長	<p>ありがとうございます。それと、あともう一つは、ちょっと強めに書いたかなというところが、固定資産税等の軽減措置のところは少し強めに書いてあります。審議で取りまとめていただいたとおりで、むしろ少額で、件数少ないのであれば、しっかりと支援したいのであれば補助金でやってくれというようなことを書いてあります。</p> <p>ただし、ここから先が委員の皆様方のご理解をいただきたいところなのですが、同じことを22ページで要約したのですが、固定資産税等の軽減措置についてはといて2つの文章書いてあるのですが、その上のところは取っちゃえばいいのかなと。その上の後段部分ですね。「その上で、政策的な配慮が必要であれば、納税者間で不公平感の生じやすい税の軽減ではなく、透明な形で政策を表明する補助金制度への移行を検討する必要もあるだろう。」って濁してはあるんですが、もうちょっと政策効果をちゃんと計れということまでの言い方になるので、本文にはしっかりと補助金でやれと書いてますので、二段構えでいきたいなど。</p>
委	員	<p>いいですよ。</p>
座	長	<p>本当にまだ5年先残っていて、まだみどり税をやるのであればそのときには本当にやめろって言わないといけないかなという気はしています。</p> <p>よろしいですか、委員の皆様。はい。ありがとうございます。</p>
委	員	<p>あえて発言をさせていただきます。</p>
座	長	<p>議事を残しておきましょう。</p>
委	員	<p>〇〇委員がおっしゃるとおりでいいと思います。ただ、これは私が言い始めたことで17ページのところであえて「隠れ補助金」という言葉を財政学で使うのです。</p> <p>これは国際的にも話題性の議論で、非常に一般化しているのですがけれども、要するに、Tax Expenditureとあって、租税支出なのです。租税支出は、財政の世界だとやってはいけないというのが原則なのです。なぜかという、二重の優遇をすることになります。税金を取らないという優遇と、税金を取らないだけでなく、その人に対して補助金で与えてしまうという免税にしてしまっている。その上に補助金をやるという制度なので、やってはいけないというのが我々の世界では常識なのです。ところが、あえて発言をさせていただくのですが、日本の農業関係のことについてはこういうのがものすごく多いのですよ。やってはいけないことをやっているから、それは横浜のような、ちゃんと税制調査会があるところでは、やめましょうということ。〇〇委員が取り上げてくれて、本当にそれは感謝しております。あえて発言させていただきました。</p>
座	長	<p>ありがとうございます。</p>
委	員	<p>次回の時は軽減制度の延長には反対する、と。</p>

座	長	そういうことですね。
委	員	よろしく願いいたします。
座	長	それでは、おおよそ以上になりますが、第3章、皆様いかがでしょうか。何か引っかかるような部分。後は〇〇委員がご指摘いただいたところで、事務局が非常に資料を集めてかなりのボリュームになってしまいましたが、三つの税の違い、これも別に削っても仕方がないので、このまま行こうかなと思います。第3章よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは、おおよそ以上で、後は細かな修文と今日ご指摘いただいたところの加筆訂正をしっかりとやった上でいきたいと思います。今後の予定をお知らせください。
税 制 課	長	すみません、一点だけ確認なのですが、冒頭の前半で〇〇委員から図表の話があったかと思うのですが、委員のご心配はおそらく市側の説明が拙かったり、資料の精度が低かったり、そういったものを報告書にそのまま図表として載せてしまうのがどうかというような趣旨でしょうか。
委	員	それもそうですが、それより報告書の中での図表の置き場所と、報告書用に変えずに会議資料をそのまま使っているということを心配しています。例えば、一番心配しているのは図1なのですが、今、報告書ではみどり基金を説明するためにここに置いていると思われるのですけれども、みどり基金の説明のためにここに置くのであれば、強調した方がいいのはみどり基金のところだと思うのですが、一番目を引くのが赤い矢印になってしまっています。
税 制 課	長	流れと合う形でということですよ。
委	員	流れと意図（強調したい言葉と図表）ですね。
税 制 課	長	わかりました。そこも再検討します。
委	員	そうですね。色を変えるとか、不必要なところは削除するとか。
税 制 課	長	はい。チェックします。
委	員	図表を活かすのはいいのですが、うまく活かすほうがいいです。
座	長	ありがとうございます。できる限りやっていただきたいと思います。今後の日程など、先の見込みを教えていただければと思いますが。
税 制 課	長	この後いただいた皆様の今日のご意見も踏まえまして、この後は座長と今日の時間が終わった後に本日いただいた御意見を整理させていただいて、文言チェックをしたいと思っております。その修文や細かい文言調整については座長預かりということで事務局としては皆様ご了解をもらえればよろしいかなと。
座	長	ありがとうございます。
税 制 課	長	一応目途としては10月末までに何とか確定となればというふうに思っております。完成版を市長に提出ということで事務的に進められればと思っております。
座	長	今月中に仕上げるとのことです。それでは、本年度も大変にありがとうございました。活発な、なかなか市役所の税制調査会でこれだけ真剣な議論をしているところはないと思いますので、本当にいつもながら感謝をしております。
座	長	それでは事務局に返します。
税 制 課	長	今日は、本年度最後の開催になりますので、財政局長の近野より一言ご挨拶をさせていただきます。
財 政 局	長	改めまして財政局長の近野でございます。 本日は、お忙しい中、横浜市税制調査会にご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

	<p>〇〇委員につきましては、遠い所から出席いただきありがとうございます。</p> <p>昨年度から、市長からの諮問に基づきまして、本市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等について、活発な調査・審議を行っていただきまして、本当にありがとうございます。</p> <p>また、今年度は、令和6年度以降の横浜みどり税の取扱いということで、大変短い期間ではございましたが、その中で非常に熱心に御議論いただき、本日、答申案としてまとめていただきました。多少修正等入ったうえで今後答申をいただくということになりますが、今後、皆様からいただきました貴重な御意見・御指摘等も踏まえまして、横浜市税制案としてまとめまして、市会の方に提案していきたいと考えております。本当にここまで進めてこられまして、本当に感謝をしているところでございます。</p> <p>本日は、誠にありがとうございました。</p>			
座	長	どうもありがとうございました。		
税	制	課	長	<p>答申案については、先ほど申し上げたとおりこの後調整をさせていただきます。確定後には、皆様方にもデータの形できちんとお送りさせていただきます。それからホームページの方にも、確定した後は公表という形で載せたいと考えております。また、本日までの議事録につきましては、いつもどおり確認をお願いするということになるかと思っております。</p> <p>以上でございます。ありがとうございます。</p>
座	長	<p>それでは、本当に繰り返しになりますが、ありがとうございました。</p> <p>引き続きどうぞよろしくおねがいします。</p>		